

鶴ヶ島市議会業務継続計画(BCP)



令和4年2月22日 鶴ヶ島市議会

目次

1	業務継続計画（BCP）の目的	1
2	対象とする災害	1
3	災害時における議会、議員の行動指針	1
	（1）議会の行動指針	1
	（2）議員の行動指針	2
4	市議会災害対策等支援本部の設置	2
5	災害時の議会・議員等の行動	2
	（1）議会の行動	2
	（2）議員の行動	3
	（3）議会事務局の行動	3
6	災害時の市との連携	3
7	災害時の対応	4
	（1）定例会（本会議・委員会）開会中に発生した場合	4
	（2）休会・閉会中（開庁時間外）に発生した場合	5
	（3）行動基準表	6

【感染症編】

8	感染症予防対策	7
9	議員等が感染等した場合の対応	8
10	定例会等の会議運営における判断基準及び対応	8
	（1）定例会会期中に議員等の感染が判明した場合	8
	（2）閉会中に議員等の感染が判明した場合	9
	（3）会議開催における出席特例	9

【資料】

市議会議員等がPCR検査等を受ける場合の対応

別紙1 新型コロナウイルス感染について（報告）

1 業務継続計画（BCP）の目的

平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震など大規模な災害等に被災した状況下において、議事・議決機関、住民を代表する機関としての議会は、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能維持を図る必要がある。

令和2年には、新型コロナウイルス感染症のパンデミックが発生し、日本全土に緊急事態宣言が発出され、経済活動を犠牲にして人々の日常生活に自粛が求められた。

こうした中で、一部の地方自治体で職員の感染等により庁舎が閉鎖され、議事堂も使用できない事態が発生した。鶴ヶ島市議会では、議事堂以外でも参集できるように急ぎ、鶴ヶ島市議会会議規則の改正を行なったが、全市レベルでの非常事態に備え、議会として、議員としての行動指針が求められている。

このことから、災害時の組織体制や議員の役割、行動指針などを定めた鶴ヶ島市議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）を策定する。

2 対象とする災害

議会BCPの対象とする災害は、次のとおりとする。

鶴ヶ島市地域防災計画に基づく災害対策本部、国民保護に関する鶴ヶ島市計画に基づく国民保護対策本部、鶴ヶ島市危機管理計画に基づく危機管理対策本部、鶴ヶ島市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく危機管理対策本部(以下「市対策本部」という。)が設置される災害を対象とする。

災害種別	発 動 基 準
地震	市の地域に震度5強以上の地震が発生した場合
風水害	台風、暴風、豪雨などで局地的又は広範囲な災害が発生した場合 又はそのおそれがある場合
その他	自然災害のほか、大規模火災や大規模な事故、新型コロナウイルスなどの感染症、テロ行為、武力攻撃などで、大きな被害が発生した場合又はそのおそれがある場合

3 災害時における議会、議員の行動指針

(1) 議会の行動指針

議会は、議事・議決機関として予算、条例、重要な契約などについて、市の団体意思を決定するとともに執行機関の事務執行をチェックし、市の重要な政策形成において地域特性や市民ニーズを反映するなど、重要な役割を担っている。

議会は、災害等が発生した非常時においても議会活動を停止することなく、適正かつ公正な議会運営を維持する必要がある。そのため、様々な災害等を想定し、対応する体制を整えなければならない。加えて、復旧・復興時には、住民を代表する機関として責務と役割を担うものである。

(2) 議員の行動指針

議員は、議会が基本的な機能を維持するため、その構成員として果たすべき役割を担うことが基本となる。一方で、地域において自治会や自主防災組織等の一員として被災した市民の救援・救助活動などに従事する役割も担うものである。

4 市議会災害対策等支援本部の設置

議長は、市対策本部が設置された場合、議会として市対策本部と密接な連絡体制をとり、これに協力及び支援するため必要があると認められた場合は、鶴ヶ島市議会災害対策等支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。

① 所掌事務

- ア 議員の安否の確認を行うこと。
- イ 議員からの災害等の情報を収集及び整理し、市対策本部に提供すること。
- ウ 市対策本部から災害等の情報の提供を受け、議員に情報提供を行うこと。
- エ 被災地域及び避難所等の調査に協力すること。
- オ 議会の機能を維持するための環境を整備すること。
- カ その他必要と認める事項に関すること。

② 本部の構成

- ア 本部長は、議長をもって充て、支援本部の事務を総括する。
- イ 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。
- ウ 本部役員は、各会派代表者及び議会運営委員会委員長をもって充て、本部長及び副本部長を補佐する。

役職	本部の役職	主な任務
議長	本部長	支援本部の統括（本部会議の進行）
副議長	副本部長	本部長の補佐 本部長に事故あるときの職務代理
会派代表者 議会運営委員会委員長	本部役員	本部長及び副本部長の補佐 支援本部の任務
上記以外の議員	本部員	支援本部の任務

③ 会議の開催

- ア 会議は、必要に応じて議長が招集する。
- イ 議長の判断によりオンラインで行うことができるものとする。

5 災害時の議会・議員等の行動

(1) 議会の行動

- ① 災害等が発生し、支援本部を設置した場合には、市対策本部が迅速かつ適切な災害等の対応ができるよう、必要な協力及び支援を行う。
- ② 支援本部は、本部員から提供された地域の被災状況の情報を市対策本部に提供す

る。また、市対策本部からの災害等の情報を支援本部を通じて本部員のタブレット端末に送信する。

- ③ 市対策本部と連携・協力し、国、県その他の関係機関に対して要望等を行う。
- ④ 復旧・復興に向け、必要な予算を速やかに審議するため、議会機能の早期回復を図る。

(2) 議員の行動

- ① 自身の安否、居所及び連絡先を議会事務局にタブレット端末等を使用し、電子メール等により報告し、連絡体制を確立する。
- ② 市対策本部が応急活動等を迅速に行えるよう、被災、避難所等の状況について必要に応じて支援本部へ報告する。
- ③ 支援本部からの情報を市民に提供する。

(3) 議会事務局の行動

市対策本部が設置された場合、議会事務局は通常業務に優先して速やかに次の災害等の対策業務を実施する。なお、災害が勤務時間外に発生した場合には、鶴ヶ島市地域防災計画に基づく配備体制に従い、速やかに参集し、災害対応業務を実施する。

- ① 議員の安否及び住居等の被災状況を確認する。
- ② 議事堂の被災状況を確認する。
- ③ 支援本部の設置を準備し、事務の補佐を行う。
- ④ 市対策本部への職員の派遣及び連絡体制を確保する。
- ⑤ 災害関係情報の収集し、その整理を行う。

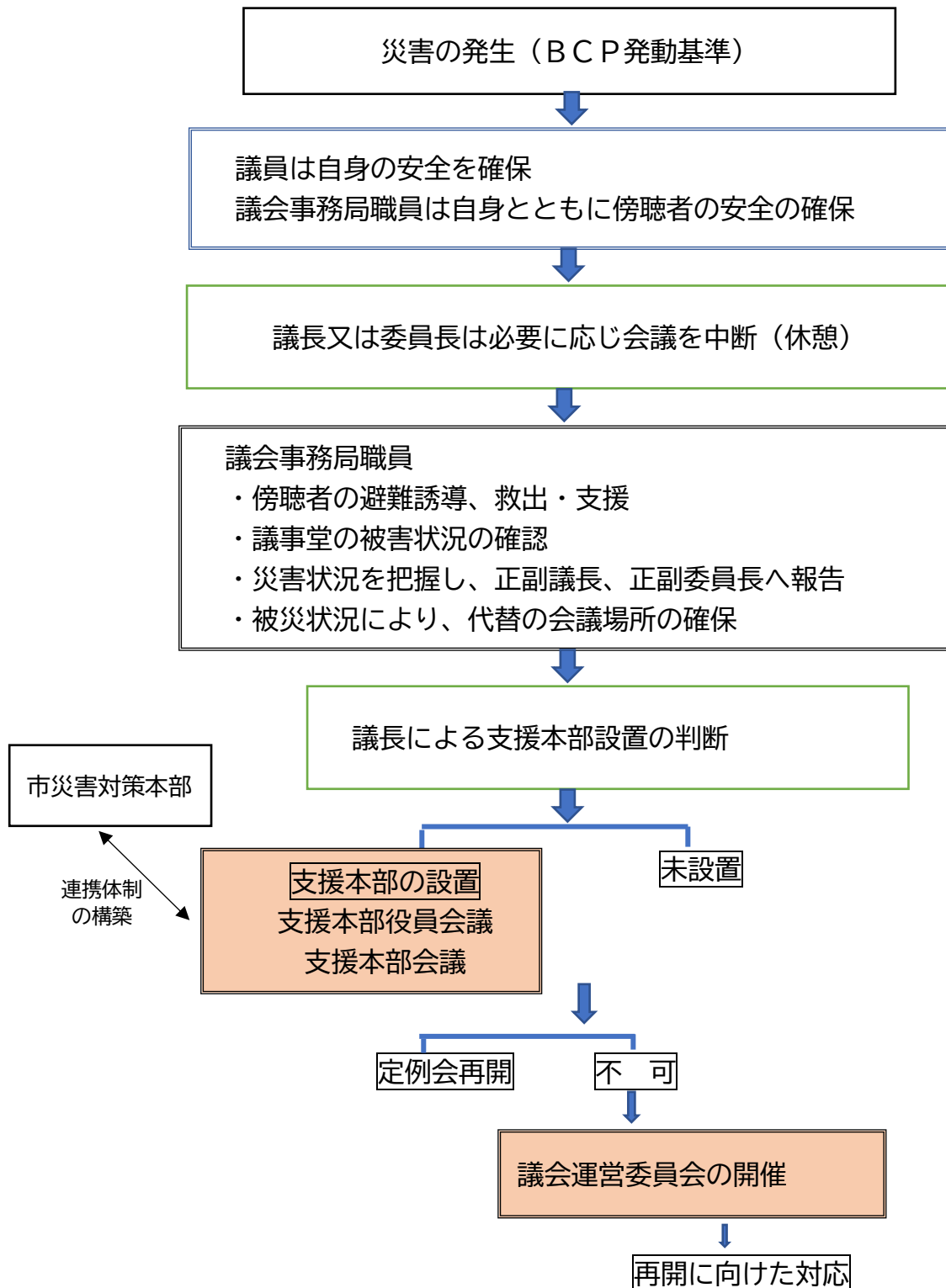
6 災害時の市との連携

災害発生時においては、市対策本部が災害対策活動に実質的かつ主体的にあたり、支援本部は、議会の機能維持を主体的に行うとともに災害対策活動を補完する。市対策本部と支援本部がそれぞれの役割と責任を踏まえ、災害情報の共有を主体とする連携協力体制を進めることが重要である。

7 災害時の対応

(1) 定例会（本会議・委員会）開会中に発生した場合

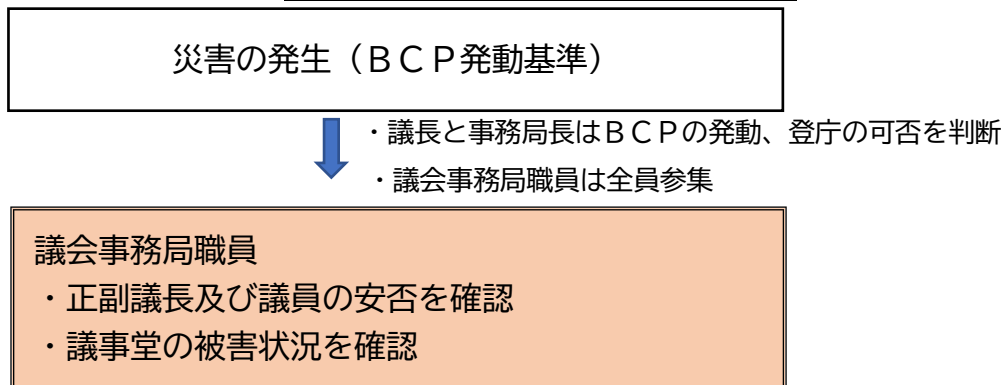
議長又は委員長は、直ちに本会議又は委員会を休憩し、議会事務局職員に対し、傍聴者の避難誘導その他安全確保のための指示を行う。議員は速やかに自身の安全を確保しその上で被災者等がいる場合には、その救出・支援を行う。



(2) 休会・閉会中（開庁時間外）に発生した場合

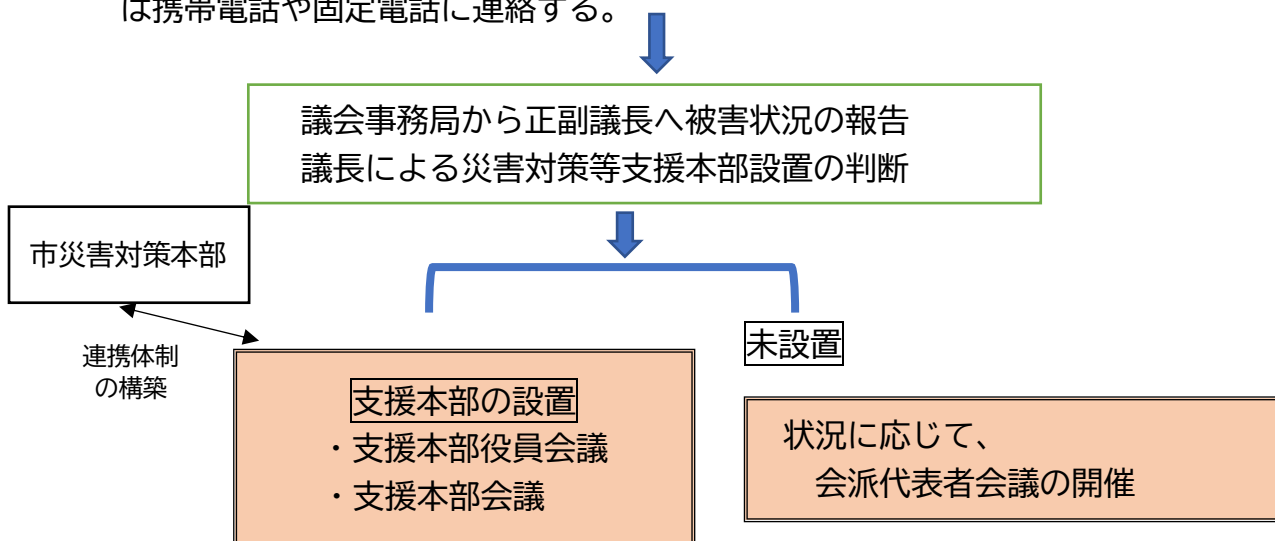
議員は、自身や家族の安全を確認し、速やかに安全な場所に避難した上で自身の安否、居所及び連絡先をタブレット端末等を使用し、議会事務局に電子メール等で報告する。また、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導等にできる限り、協力する。ただし、本部長から招集があったときは速やかに参集する。

[議会事務局メールアドレス 109000000@city.tsurugashima.lg.jp]



【安否確認の方法】

議会事務局の情報通信端末（パソコン、タブレット）を使用し、安否確認のできていない議員のタブレット端末に一齐に電子メールを送信する。返信のない場合は携帯電話や固定電話に連絡する。

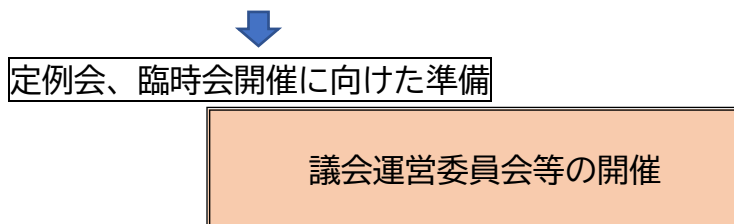


【会議の開催方法】

参集困難な場合には、議長の判断でオンライン会議とする。

【タブレット端末等による情報の提供・収集】

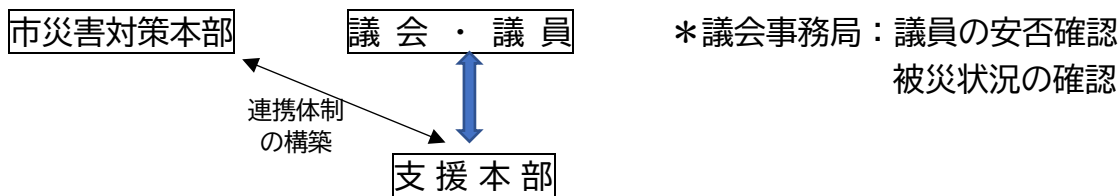
- ・市対策本部から災害等の情報の提供を受け、本部員に情報を提供する。
- ・本部員からの災害等の情報を収集し、市対策本部に提供する。



(3)行動基準表

初動期（発災後～24時間）

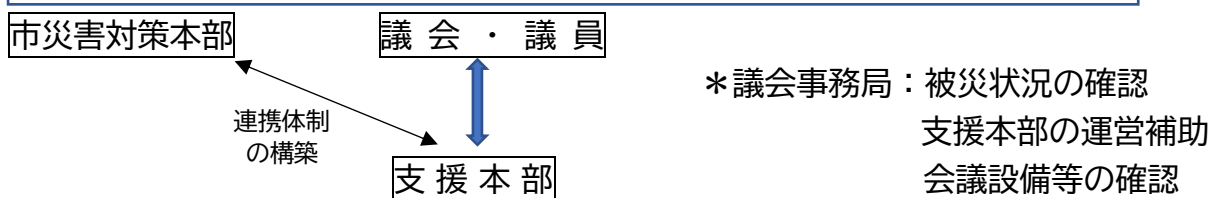
：議会事務局職員の参集、支援本部の設置、議員の安否確認の実施



※議員は、支援本部からの参集の指示があるまでは、地域の応急活動や避難所等の活動に協力する。

中期（発災後2日～7日）

：災害情報の収集、把握、共有、発信



※ 議員、市の収集した情報を支援本部で共有する。市災害対策本部と連携を図る。

※議員は、支援本部からの参集の指示があれば、速やかに参集し、議員活動に専念する。

後期（発災後8日～1か月）：議会機能の早期復旧



※ 必要に応じて議会運営委員会の開催等、本会議・委員会開催に向けた調整・協議を行う。

※本会議・委員会を開催し、復旧・復興予算などを審議する

1か月～：通常の議会組織体制へ

【感染症編】

8 感染症予防対策

新型コロナウイルス感染症等の発生により感染拡大が危惧される場合には、次のような感染症予防対策をとるものとする。

① 密集対策

- ・会議等の際には出席者の座席の間隔を確保する。
※必要に応じ、開催場所の変更を考慮する。
- ・会議が短時間で終了するように努める。
- ・単純な報告等は会議形式にこだわらず、文書等での報告を可とする。
- ・執行部の説明員は必要最低限の出席とする。
- ・議場や会議室での傍聴自粛を要請する。

② 密閉対策

- ・窓や扉等を開け十分な換気を行う。
- ・おおむね1時間おきに換気を行う。

③ 密接対策

- ・対面箇所等にはアクリル板等の遮蔽対策を行う。

④ 衛生対策

- ・議員は登庁時に体温や健康状態等を確認する。
- ・会議室前に手指消毒剤を設置する。
- ・会議等への出席時には必ずマスクを着用する。
- ・会議出席者入替え時には机、マイクの除菌を行う。

⑤ 感染時等の対策

- ・議員、事務局職員、またはその同居家族等が新型コロナウイルス感染症等の感染者や濃厚接触者であると判明したときは、保健所等の指示に従うとともに、災害対策等支援本部会議において対応を協議する。
- ・事務局職員が不足し、議会運営に支障を来すときは、執行部に職員の応援を要請する。
- ・ウイルス等により議会フロアの汚染が疑われるときは、保健所や市危機管理対策本部等の指示に従い、議会フロアの閉鎖や消毒等を行う。

⑥ その他

- ・会議等への出席にあたり発熱・体調不良等がみられる場合またはその他の症状でPCR検査を受ける場合は、議長または委員長に報告し、出席は自粛する。
- ・感染が収束するまでの間視察研修等に出向くことも受け入れることも自粛する。
- ・議員という立場をわきまえた行動に努めるとともに、県外への不要不急の移動は慎重に検討する。
- ・感染症の拡大時は市への情報収集等の活動は、議員個人として行わず、議会として集約した上で行う。

9 議員等が感染等した場合の対応

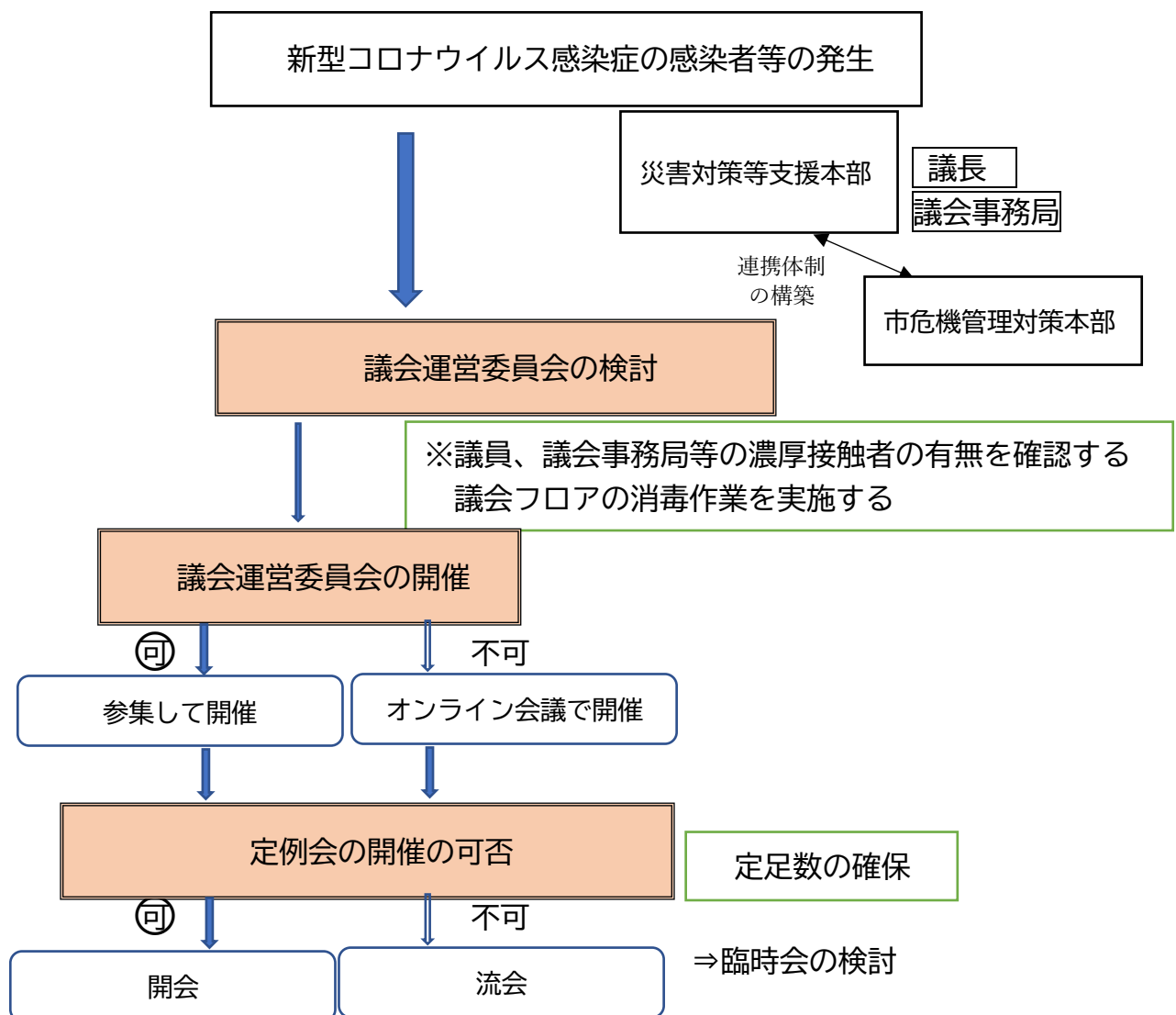
議員等が新型コロナウイルス感染症等に感染した場合等においては、「市議会議員等がPCR検査を受ける場合の対応」及び別紙1により報告するとともに、次のような対応をとるものとする。

- ① 議員等が濃厚接触者となった場合
 - ・感染者との最終接触日から指示があった期間は登庁を自粛する。
 - ・保健所の指示に従うとともに、議会事務局に報告する。
- ② 議員等が感染者となった場合
 - ・感染が明らかになった場合は、速やかに議会事務局に報告する。
 - ・保健所の指示に従い行動し、療養に専念する。

10 定例会等の会議運営における判断基準及び対応

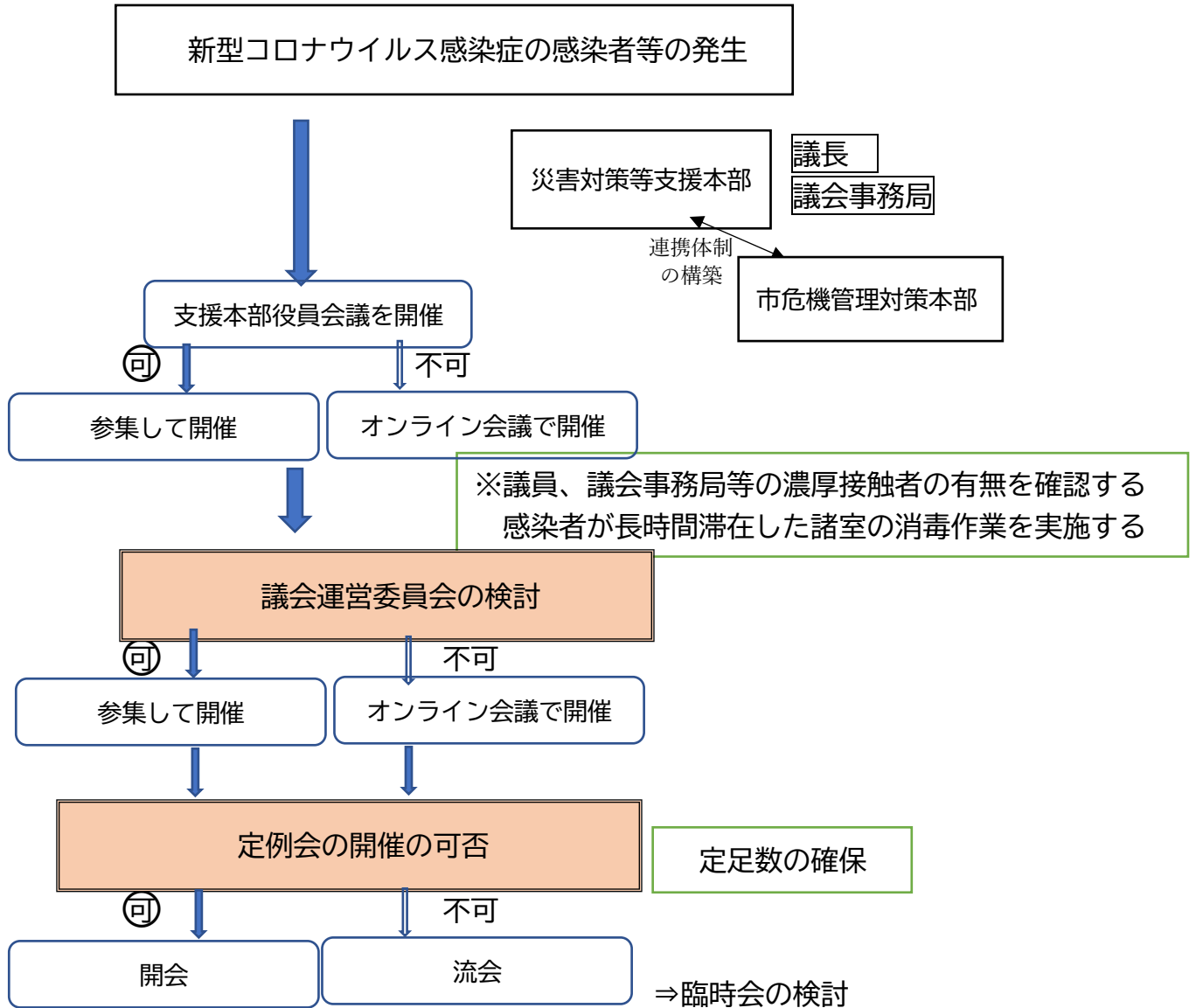
(1) 定例会会期中に議員等の感染が判明した場合

議長は、感染者等の状況から会期日程の変更または会期の延長を検討する必要があると判断する場合は議会運営委員会に諮る。



(2) 閉会中に議員等の感染が判明した場合

議長は、感染状況を踏まえ支援本部役員会議の開催する。また、状況に応じて議会運営委員会を開き、今後の日程の変更を検討する。



(3) 会議開催における出席特例

・ 定例会、臨時会、常任委員会を除く会議は、濃厚接触者と特定された議員またはPCR検査を受ける議員等があらかじめ議長、委員長の許可を得て、出席者の特例としてオンラインにより会議に参加することができる。